

令和2年度理学部入学生に対するCAP制特例措置について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月9日）

今年度の学部新入生より理学部専門科目も含めた新CAP制度が導入されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、授業の実施に大きな影響が発生しています。このことにより、「オンライン授業を避けようと履修を抑えたためにCAP制における成績優秀者の基準や緩やかな専門化のための措置の基準を満たせなかった」、「本来の実力が出せずに、諸基準を満たせなかった」、「開講状況が変わったために諸基準を満たせなかった」等の状況が発生することが予想されます。そこで、最低でも「1回生前期の成績にかかわらず1回生後期の履修上限単位数を34単位とする（ただし「CAP制における成績優秀者」となった場合はそちらを優先）」のような特例措置をとるべきであると考えます。

ご検討、よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2020年8月3日）

（回答者：理学研究科学部教務掛）

「2020（令和2）年度教科の手引き 京都大学理学部」の24ページの【例外措置について】に記載しているとおり、格段の事情があり、学部長が必要と認めた者については、履修登録単位数の上限を緩和することがあります。申請の手続きについては、9月上旬にKULASISでお知らせいたします。